

# 売払物件説明書

## 1 売払物件

ニセコ町マイクロ水力発電機（4基）

売払対象の発電機の引渡し場所及び番号は別紙図面のとおりに

※購入後してから10年が経過しています。すべての発電機に傷・サビなどがあります。またしばらく稼働していない発電機もありメンテナンスが必要となりますので、その旨を承知の上、入札にご参加ください。1基毎に売払いますので、希望する発電機番号を記載し、1基毎に申込書を御提出ください。

## 2 入札の方法

条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）とします。入札は発電機1基毎に行います。

## 3 入札参加資格

- ① 国内に住所を有する個人及び事業所等を有する法人とします。
- ② 次の事項に該当する者は、入札に参加することはできません。

(1)	破産者で復権を得ない者
(2)	町税・町納付金を滞納している者
(3)	入札に関する違反行為を行ってから3年を経過しない者
(4)	契約締結後、本町が指定する期限までに売買代金を一括納付できない者
(5)	ニセコ町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）に規定する暴力団及びそれに類する者
(6)	満20歳未満の個人
(7)	入札参加申込書を指定した期日までに提出していない者

## 4 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される方は、受付期間中に入札参加申込書（様式1）を次のとおり企画環境課環境モデル都市推進係に提出してください。

受付期間	令和2年8月3日（月）から令和2年8月21日（金）まで（土・日を除く）
受付時間	午前9時00分から午後5時00分まで。
受付場所	ニセコ町役場企画環境課 環境モデル都市推進係
提出方法	提出は、持参のみとします。郵送（メール便を含む）、電子メール及びファクシミリ等により提出（申込み）されても受け付けできません。

## 5 入札物件の公開

入札物件を次のとおり公開します。

入札物件を見学したい場合は、あらかじめ企画環境課環境モデル都市推進係までご連絡ください。

公開日	令和2年8月3日（月）から令和2年8月21日（金）（土・日を除く）
公開場所	ニセコ町字中央通、ニセコ町字近藤 ※日時は調整させていただきます
公開の時間	午前9時00分から午後5時00分まで。

## 6 入札の日時及び場所

入札日時	令和2年8月28日（金）午前10時00分から
入札場所	ニセコ町役場 2階 第2会議室
その他	郵送による入札は認めません。 開始5分前までに入札会場へお入り下さい。

## 7 入札に必要な書類等

入札書	様式2をご使用ください。入札金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。売払価格は消費税及び地方消費税（10%）を加算した額になります。
委任状	入札参加申請者以外が入札に参加する場合に様式3をご使用ください。
印鑑	申請者本人の場合は、入札参加申込書に使用しているもの。 代理人の場合は、委任状に使用している代理人の印鑑。

封筒	封筒は各自用意して下さい。 入札書を入れる封筒の表面には、件名(今回は、「ニセコ町マイクロ水力発電機」)を記載し、入札者の所在地、名称、代表者職氏名を記載してください。(別紙：封筒記載例を参考にしてください。)
----	--

## 8 入札に関する無効事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①	競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
②	委任状を提出しない代理人のした入札
③	記名押印を欠く入札
④	金額を訂正した入札
⑤	誤字脱字等により意思表示が不明りょうである入札
⑥	明らかに談合によると認められる入札
⑦	同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
⑧	2以上の意思表示をした入札
⑨	入札参加申込書を提出していない者の入札
⑩	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定

ニセコ町が定める予定価格以上の金額で、かつ、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

ニセコ町内に住民登録のある個人又は事業所のある法人と、町外に住民登録のある個人又は事業所のある法人から同じ物件へ入札があった場合は、入札金額に関係なくニセコ町内に住民登録のある個人又は事業所のある法人を落札者として決定します。

落札者となるべき入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

落札者決定後において、値引き等については、一切応じません。

落札候補者から辞退届が提出された場合は、次に高額の入札者を落札候補者とします。

## 10 契約保証金 免除します。

## 11 売買契約の締結及び売買代金の納入等

売 買 契 約	落札決定後に締結します。
売 買 代 金	入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額となります。
売買代金の納入	ニセコ町が発行する納入通知書により、売買代金の総額を、契約締結の日から7日以内に納付していただきます。

## 12 発電機の引渡し

物 件 の 瑕 疵	発電機は、現状のまま引渡しとなりますので、引渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません(現在設置している発電機の場合は設置解除の費用も生じますのでご了承ください)。
引 渡 期 限	令和2年11月30日(月)までに引渡しを完了してください。
発 電 機 運 搬	発電機の運搬については落札者の責任のもとで行なっていただきます。また、引渡し後にかかる費用は落札者の負担となります。また、引渡し後の運搬中に事故等が発生した場合においても、本町は一切の責任を負いません。
公 租 公 課	売払の際に発生する公租公課は、落札者の負担となります。

問い合わせ先：ニセコ町企画環境課環境モデル都市推進係（佐々木）電話 0136-44-2121

様式 1

## 入札参加申込書

年 月 日

ニセコ町長 片山 健也 様

申込人 住所又は所在地

(商号又は名称)

(代 表 者) 氏名

㊞

電 話 番 号 ( )

令和2年8月28日に実施される下記物件の入札については、入札参加資格を有していることを確約のうえ、入札に参加いたします。

なお、落札した場合、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び住所（法人の場合は所在地）を公表することに同意します。

記

件 名 ニセコ町マイクロ水力発電機売払

取得希望発電機番号 \_\_\_\_\_

### 入札参加資格

- ① 国内に住所を有する個人及び事業所等を有する法人とします。
- ② 次の事項に該当する者は、入札に参加することはできません。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 町税・町納付金を滞納している者
  - (3) 入札に関する違反行為を行ってから3年を経過しない者
  - (4) 契約締結後、本町が指定する期限までに売買代金を一括納付できない者
  - (5) ニセコ町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）に規定する暴力団及びそれに類する者
  - (6) 満20歳未満の個人
  - (7) 入札参加申込書を指定した期日までに提出していない者

### 役場記載欄

受付番号	受付印

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注) 入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

件 名 ニセコ町マイクロ水力発電機売払 (番号 )

ニセコ町競争入札心得その他関係規定を承諾のうえ、入札します。

年 月 日

入札者 (委任者) 住所又は所在地

(商号又は名称)

(代表者) 氏名

㊟

代理人 (受任者) 氏名

㊟

ニセコ町長 片 山 健 也 様

**【注意事項】**

- 1 入札金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけてください。
- 2 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
- 3 印鑑は、入札参加申込書（代理人の場合は委任状）と同じものを使用してください。
- 4 ニセコ町が定める予定価格以上の金額で、かつ、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

# 委 任 状

ニセコ町長 片 山 健 也 様

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ を代理人と定めて下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

## 記

件 名 ニセコ町マイクロ水力発電機売払 (番号 \_\_\_\_\_)

年 月 日

委任者 (委任者) 住所又は所在地

(商号又は名称)

(代表者) 氏名

印

受任人 (受任者) 住所

氏名

印

◎参考

<p>地方自治法施行令（抜粋）</p> <p>（一般競争入札の参加者の資格）</p> <p>第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>
---

<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1. 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。</p> <p>2. 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。</p> <p>3. 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。</p> <p>4. 指定暴力団連合 第 4 条の規定により指定された暴力団をいう。</p> <p>5. 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。</p> <p>6. 暴力団員 暴力団の構成員をいう。</p> <p>7. 暴力的要求行為 第 9 条の規定に違反する行為をいう。</p> <p>8. 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第 9 条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。</p>
---

<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抜粋）</p> <p>（観察処分）</p> <p>第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。</p> <p>一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。</p> <p>二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。</p>
--

- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
  - 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。
- 2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
    - 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
    - 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
    - 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
    - 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
    - 五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
  - 3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。
    - 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
    - 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
    - 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
    - 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
    - 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
    - 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
  - 4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。
  - 5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。
  - 6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。